(2)　国土審議会への報告

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興施策を効果的に推進するため、毎年、国が離島の振興に関して講じた施策を把握し、国土審議会に報告する。

国は、国土審議会における総合的な審議の結果を踏まえ、必要に応じて離島振興施策の見直し等を行う。

○文部科学省告示第五十八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示

（放射線監視等交付金交付規則の一部改正）

第一条　放射線監視等交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「環境大臣」に改める。

第一条中「第五十一条第一項第二号イ及びロ」を「第五十一条第七項第一号ロ及びハ」に改める。

第二条第十号中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第四条第二項第一号及び第二号中「第九条」を「第八条第一項」に改める。

第七条第三項第五号中「原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等が設置され、若しくは設置が予定されている市町村又は当該市町村に隣接する市町村が行う」を削り、「に対する」を「であつて、環境大臣が適当と認める」に改める。

第十四条中「第九条第一項第四号」を「第九条第四号」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

様式中「文部科学大臣」を「環境大臣」に改める。

（放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第二条　放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十六年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（平成二年科学技術庁告示第七号の一部改正）

第三条　平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を次のように改正する。

本則及び別記第八中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部改正）

第四条　大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第二号ニ」を「第五十一条第一項第二号ロ」に改める。

（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部改正）

第五条　放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則（平成五年科学技術庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十六号」を「第五十一条第一項第十一号」に改める。

（リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部改正）

第六条　リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第八号」に改める。

（国際規制物資の使用等に関する規則に基づき文部科学大臣が定める研修を定める告示の一部改正）

第七条　国際規制物資の使用等に関する規則に基づき文部科学大臣が定める研修を定める告示（平成十一年科学技術庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（平成十二年総理府告示第六十八号の一部改正）

第八条　平成十二年総理府告示第六十八号（特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号の文部科学大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第七項第一号」に、「文部科学大臣」を「環境大臣」に、「同号イ」を「同号ロ」に、「含み、独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの及び設置する予定のものを除く」を「含む」に改め、「同条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの又は設置する予定のものに限る。）若しくは」を削る。

（平成十二年総理府告示第六十九号の一部改正）

第九条　平成十二年総理府告示第六十九号（特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号の文部科学大臣が定める同号ロに掲げる交付金に係る基準）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第七項第一号」に、「文部科学大臣」を「環境大臣」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

（平成十二年科学技術庁告示第一号の一部改正）

第十条　平成十二年科学技術庁告示第一号（指定保障措置検査等実施機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

第三号中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（平成十二年科学技術庁告示第五号の一部改正）

第十一条　平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十条第二項第二号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十七項」に改める。

第十七条中「第十九条第五項第二号」を「第十九条第五項第三号」に改める。

（原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部改正）

第十二条　原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則（平成十四年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第二号チ」を「第五十一条第一項第二号ヘ」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示の一部改正）

第十三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。